

第 X 部 実用新案

目 次

第 1 章 実用新案登録の基礎的要件

- 10101 物品の形状、構造又は組合せに該当する例 - 1 -
- 10102 実用新案登録出願に関する公序良俗等違反の取扱い - 2 -

第 2 章 実用新案技術評価

- 10201 実用新案技術評価書の作成 - 1 -
- 10202 情報提供の取扱い - 2 -
- 10203 面接等 - 3 -

第 1 章 実用新案登録の基礎的要件

10101 物品の形状、構造又は組合せに該当する例

(物品の「形状」に該当する例)

例 1：赤色等の 1 色に染め、星形に成形した破碎石英よりなる道路散布用すべり止め粒

(物品の「組合せ」に該当する例)

例 2：患者の診察データを入力する入力装置と、入力された診察データを格納する記憶装置と、通信回線を通して前記記憶装置にアクセスして診察データを表示する表示装置と、からなる遠隔地患者データ管理ネットワークシステム

例 3：被監視対象を撮像する監視用カメラと、前記監視用カメラで撮像したデータを通信回線を介して受信するデータ処理端末とを含み、前記データ処理端末は、受信データを解析する手段と、その結果に応じて警告音を発するアラーム手段とを備えることを特徴とする、遠隔監視システム

10102 実用新案登録出願に関する公序良俗等違反の取扱い

実用新案登録の基礎的要件の審査の際、実用新案登録出願に添付した明細書等に、公の秩序、善良の風俗(以下「公序良俗」という。)又は公衆の衛生を害する記載を発見したときは、以下のように取り扱う。

1. 請求項に係る考案が公序良俗又は公衆の衛生を害するものであることが明らかかな場合

実用新案法第6条の2第2号に基づき補正をすべきことが命ぜられる。

2. 明細書又は図面に公序良俗を明らかに害する事項又は内容が記載されている場合

実用新案法第6条の2第2号に基づく補正指令はなされず、出願人に連絡がなされ、当該事項又は内容に対して職権訂正がなされる。

また、図面に対して職権訂正を行ったことにより、全ての図面が削除される場合、図面を補充すべき旨の補正指令がなされる。

(説明)

実用新案法第6条の2第2号に基づく補正指令は、請求項に係る考案に対してなされるものであるから、明細書又は図面に公序良俗を害することが明らかかな事項又は内容が記載されている場合、そのことのみを理由として実用新案法第6条の2第2号に基づく補正指令を行うことはできない。さらに、実用新案公報については、公序良俗を害する事項又は内容の不掲載に関する規定も設けられていない(実用新案法第14条第3項)。このため、公序良俗を明らかに害する事項又は内容が実用新案公報に掲載されないよう、所要の措置を講ずる必要がある。

また、実用新案登録出願は、図面の添付を必須としている(実用新案法第5条第2項)。そのため、図面が全て削除される場合は、図面を補充するよう補正指令を行う必要がある。

第 2 章 実用新案技術評価

10201 実用新案技術評価書の作成

実用新案法第 12 条第 4 項

特許庁長官は、第一項の規定による請求〔実用新案技術評価の請求〕があつたときは、審査官にその請求に係る実用新案技術評価の報告書(以下「実用新案技術評価書」という。)を作成させなければならない。

実用新案技術評価書の作成については、[附属書 C「実用新案技術評価書作成のためのハンドブック」](#)を参照。

10202 情報提供の取扱い

- (1) 何人も、実用新案登録出願又は実用新案登録に関し、刊行物等の情報を提供することができる(実用新案法施行規則第 22 条、第 22 条の 2)。
- (2) 審査官は、評価書の作成時において利用可能となっている情報提供の内容について十分に検討する。
- (3) 審査官は、評価書作成時に検討した情報提供に係る刊行物等について、請求項に係る考案の新規性等を否定する先行技術文献等となりうるか否かについて判断することとし、評価書において調査範囲の表示中に記載する。

10203 面接等

審査官は、新規性等についての主張を含む面接等(電話・電子メール等による連絡を含む。)を行わないこととする。なお、実用新案登録出願又は実用新案登録の内容についての技術的な説明を受けるために審査官が出願人、権利者又はその代理人と面談することは差し支えない。技術的な説明を受けるために面談した場合には、審査官は、その内容を記録に残す。